

原議保存期間10年
(平成34年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁交通部長 殿
各道府県警察本部長

警察庁丁規発第173号
平成23年12月22日
警察庁交通局交通規制課長

東日本大震災復興特別区域法第十八条第一項の認定の申請に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令の施行に伴う交通警察の対応について(通達)

東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号。以下「法」という。)が平成23年12月26日に施行されることに伴い、東日本大震災復興特別区域法第十八条第一項の認定の申請に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令(平成23年内閣府令・国土交通省令第5号。以下「命令」という。)が本日公布され、平成23年12月26日に施行されることとなった。

命令の概要、運用上の留意事項等については、国土交通省と協議を行い、下記のとおりとすることとしたので、対応に遺憾のないようにされたい。

記

1 経緯

法は、東日本大震災からの復興を支援するため、復興推進計画の認定及び特別の措置等について定めているところ、法第18条において、東日本大震災の被災地の地方公共団体が、復興推進事業として被災区域道路運送確保事業を定めた復興推進計画について内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該被災区域道路運送確保事業については、道路運送法(昭和26年法律第183号)上の手続の一部を行ったものとみなす特例が定められている。ここで、同条第5項において、内閣総理大臣から同意を求められた国土交通大臣が都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)の意見を聴取する方法及び公安委員会の意見を聴く必要がない場合について国土交通省令・内閣府令で定めることとされたものである。

2 命令の概要

(1) 第1条関係(都道府県公安委員会への書面の送付)

国土交通大臣は、被災区域道路運送確保事業を定めた復興推進計画の認定の申請に係る同意を内閣総理大臣から求められたときは、当該被災区域道路運送確保事業を実施する区間を管轄する公安委員会に対し、当該復興

推進計画の写しを添えて、書面の送付により意見を求めることとされた。

(2) 第2条関係（意見の提出）

公安委員会は、(1)の書面の送付を受けたときは、原則として、20日以内(復興推進計画に定められた被災区域道路運送確保事業の内容(以下「事業内容」という。)に一般乗合旅客自動車運送事業が含まれ、その運行の様態が路線不定期運行のみである場合は、14日以内)に、国土交通大臣に対し、意見を提出することとされた。

(3) 第3条関係（意見を聴く必要がない場合）

国土交通大臣が内閣総理大臣に対して同意をするに当たり、公安委員会の意見を聴く必要がない場合として、以下の場合が定められた。

ア 事業内容に一般乗合旅客自動車運送事業が含まれない場合

イ 事業内容に一般乗合旅客自動車運送事業が含まれ、その運行の様態が区域運行のみである場合

ウ 設定し、又は変更しようとする路線において、普通自動車である事業用自動車のみを使用する場合

エ 設定し、又は変更しようとする路線及び停留所の位置が、同意を求められた時点で運行している他の一般乗合旅客自動車運送事業に係る路線及び停留所の位置と共通である場合又は路線及び停留所の廃止に伴い同一の路線及び停留所の位置により運行しようとする場合

(4) 第4条関係（都道府県公安委員会への通知）

国土交通大臣は、公安委員会から(2)の意見の提出を受けた復興推進計画の認定の申請に係る同意又は不同意の旨を内閣総理大臣に対して通知したときは、その旨及びその内容を当該公安委員会に対して通知することとされた。

3 運用上の留意事項

(1) 路線が二以上の公安委員会又は二以上の管区警察局長の管轄区域にわたる場合の取扱い

事業内容に含まれる一般乗合旅客自動車運送事業に係る路線が二以上の公安委員会又は二以上の管区警察局長の管轄区域にわたる場合には、国土交通大臣からの意見の聴取に係る書面の送付及び公安委員会の意見の提出は、管区警察局長(二以上の公安委員会に東京都公安委員会又は北海道公安委員会が含まれる場合は、これと隣接する管区警察局長)の長を経由して行うこととしたので、当該管区警察局長の長は、管内の公安委員会間の必要な調整を行うこと。

(2) 公安委員会の意見を聴く必要がある場合

命令に基づき国土交通大臣が公安委員会の意見を聴く必要がある場合は、以下の場合である。

ア 一般乗合旅客自動車運送事業に係る路線、停留所、自動車車庫及び待避所（引返し場所を含む。以下同じ。）の位置を設定し、又は変更する場合

イ 一般乗合旅客自動車運送事業に供する事業用自動車の長さ又は幅を増加（道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第55条に基づく基準緩和車両に該当することとなる場合に限る。）させる場合

ウ 一般乗合旅客自動車運送事業に供する事業用自動車を道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車から大型自動車又は中型自動車に変更する場合

(3) 公安委員会の意見の提出

公安委員会は、意見の提出に当たっては、以下の事項等を勘案した上で、道路における危険の防止その他の交通の安全と円滑を図る観点から総合的に検討し、書面により、必要な意見（交通の安全と円滑を図るため、公安委員会等において行うべき必要な措置があるときは、当該措置及びこれに要する予定期間も記載すること。）を国土交通大臣に対して提出すること。

ア 一般乗合旅客自動車運送事業に係る経路の交通量、交通規制の状況及び交通事故の発生状況

イ 一般乗合旅客自動車運送事業に係る経路における交通上危険な箇所の有無

ウ 一般乗合旅客自動車運送事業に係る停留所、自動車車庫及び待避所の位置の適否

（参考） 省略